

公共施設に係る取組について

1. 日帰り温浴施設の使用料改定について

(1)経緯

- ・市が所有する日帰り温浴施設の入浴料金は、平成 27 年 4 月の改定以降、据え置きとしていました。
- ・近年の施設管理経費の上昇等により、市内の民間温浴施設においては、入浴料金が値上げされ、市有施設の料金を上回っている状況にありました。
- ・令和元年 12 月には、市内の温浴施設の民間事業者から市有施設の料金改定を求める陳情があり、これに対し市から「民間施設料金が値上げされた際には料金改定の検討を行う必要がある」との回答していました。
- ・こうした状況を踏まえ、令和 6 年 4 月に市有の日帰り温浴施設の使用料改定を実施しました。

(2)対象施設

- ・出雲平成温泉（平成町）
- ・ひかわ美人の湯（斐川町学頭）
- ・出雲健康公園クラブハウス（矢野町）

(3)入浴料金の改定

年齢区分	一般	65 歳以上	小中学生	3 歳以上 就学前	3 歳未満
旧使用料	600 円	400 円	400 円	200 円	無料
新使用料	700 円	500 円	400 円	200 円	無料

【参考】市内の民間温浴施設の状況（令和 5 年 6 月 1 日時点）

年齢区分	一般	65 歳以上	小中学生	3 歳以上 就学前	3 歳未満
料金	700 円～ 950 円	500 円～ 950 円	350 円～ 550 円	無料～ 550 円	無料

2. 「指定管理者制度の運用に関する方針」の一部改正について

(1) 指定管理者制度とは

- ・ 指定管理者制度とは、公の施設を民間事業者等のノウハウを活用して管理してもらう制度です。
- ・ この制度は、平成15年の地方自治法改正により創設されたもので、本市では、平成18年度から導入しています。
- ・ 制度を導入するメリットとして、以下の点があります。
 - ① 民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上
 - ② 施設管理における費用対効果の向上
- ・ 出雲市で導入している施設は、現在、79施設あります。

市民文化系施設	10施設
社会教育系施設	8施設
スポーツ・レクリエーション施設	42施設
産業系施設	3施設
保健・福祉施設	8施設
公園	3施設
その他	5施設

(2) 指定管理者制度の運用に関する方針（資料4）の策定

- ・ 指定管理者制度の基本的な考え方を定め、指定管理者制度の適切な運用、公の施設の有効利用と手続きの適正性や透明性を高めるために、平成27年6月に「指定管理者制度の運用に関する方針」を定めています。

(3) 方針の一部改正（令和5年6月改正）

① 改正理由

- ・ 指定管理者制度の運用にあっては、市議会から同一の管理者が長期間運営を行っている施設が多く、複数応募に向けて見直しをするようにと指摘があり、令和5年6月に以下の改正を実施しました。

② 改正内容

ア) 公募施設の早期公表及び応募期間の延長

複数応募に向けた改善策として、公募を行う施設を早期に公表し、応募期間を延長しました。

改正後	改正前
●公表時期 3月下旬 ●応募期間 原則60日（土日祝日除く） （4月中旬～7月中旬）	●公表時期 6月上旬 ●応募期間 原則30日（土日祝日除く） （6月上旬～7月中旬）

イ）自主事業の実施要件の緩和

これまで自主事業については、施設の設置条例で定める設置目的の範囲内の事業を基本としていましたが、指定管理者の参画意欲や施設活用の可能性を高めるため、施設の設置目的外の事業についても、市は使用者の利便性向上や利用促進につながるものは柔軟に判断をするとしました。